

# 島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱

平成 14 年 8 月 23 日島根県告示発第 768 号  
最終改正 令和 6 年 5 月 28 日森第 214 号

**第 1 条** 県の交付する森林環境保全造林事業補助金については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付の目的等）

**第 2 条** 森林環境保全造林事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者の範囲は別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 1 補助金交付の対象となる事業は、別表 1 に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものとする。

（補助金の交付申請）

**第 3 条** 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により提出する申請書は、森林環境保全造林事業補助金交付申請書（様式第 1 号）とし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

- 2 前項の森林環境保全造林事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付する書類は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。
- 3 補助事業者は、当該申請補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、森林環境保全造林事業補助金交付申請書にその旨を明記して補助金の交付を申請しなければならない。この場合において、知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金について、必要に応じ減額して交付決定を行うことができる。

（書類の保管）

**第 4 条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 4 年度 8 月 18 日から施行し、令和 4 年度 9 月申請から適用する。

この要綱は、令和 5 年度 8 月 23 日から施行し、令和 5 年度 9 月申請から適用する。

この要綱は、令和 6 年度 5 月 28 日から施行し、令和 6 年度 5 月申請から適用する。

別表 1

補助金交付の目的	補助金交付の対象である事業の内容	交付の率	補助事業者の範囲
<p>森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林とする。</p>	<p>1 森林環境保全直接支援事業</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p>	<p>事業費の10分の4</p> <p>ただし、森林所有者等における分収林方式による森林施業、同方式解除後の森林施業のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網整備（以下「公的森林整備」という。）については事業費の10分の5</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 森林所有者(3 から 5 までに掲げる者を除く。)</p> <p>3 森林組合及び生産森林組合、森林組合連合会(以下「森林組合等」という。)</p> <p>4 分収林特別措置法(昭和33 年法律第 57 号)第 10 条第 2 号に規定する森林整備法人(以下「森林整備法人」という。)</p> <p>5 森林法(昭和 26 年法律第 246 号)第 11 条第 5 項の認定を受けた者</p> <p>6 森林法施行令(昭和 26 年政令第 276 号)第 11 条第 7 号及び 8 号に規定する団体</p> <p>7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成 20 年法律第 32 号)に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者</p>
	<p>2 特定機能回復事業</p> <p>(1) 森林緊急造成</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p> <p>(2) 被害森林整備</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p>	<p>事業費の10分の4</p> <p>ただし、公的森林整備については事業費の10分の5</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 森林組合等</p> <p>3 森林整備法人等</p> <p>4 森林法施行令第 11 条第 7 号に規定する団体</p> <p>ただし、事業主体が自己所有林で実施する場合を除くこととし、市町村について</p>

			は森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。
	<p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p>	<p>事業費の10分の4</p> <p>ただし、公的森林整備については事業費の10分の5</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 森林組合等</p> <p>3 森林整備法人等</p> <p>4 森林法施行令第11条第7号に規定する団体</p> <p>ただし、事業主体が自己所有林で実施する場合を除くこととし、市町村については森林所有者及び重要インフラ施設管理者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結した場合に限る。</p>
	<p>(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林)</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 付帯施設等整備</p>	<p>事業費の10分の4</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 森林組合等</p> <p>3 森林整備法人等</p> <p>4 森林法施行令第11条第7号に規定する団体</p> <p>5 森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表している民間事業者</p> <p>ただし、市町村については自己所有林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林に限る。</p>

			市町村以外の事業主体は、自己所有林を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。
	<p>(4) 保全松林緊急保護整備事業</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p>	事業費の10分の7	<p>1 市町村</p> <p>2 森林所有者及びその団体(3及び4に掲げるものを除く。)</p> <p>3 森林組合等</p> <p>4 森林整備法人等</p>